

条件・期限と期間計算

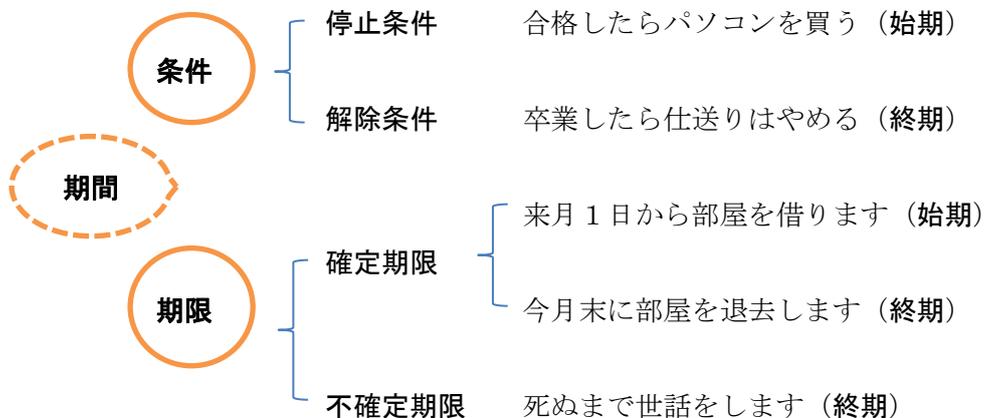
民法総則は、①権利者と法定代理人（親権者・後見人・保佐人・補助者・財産管理人）や任意代理人（表見代理や無権代理を含む）、②権利者の判断力（事理弁識能力）の基礎となる意思や行為の形態あるいは無効や取消し（追認を含む）、③権利の取得や消滅に関わる時効が大部を占めています。①と②は財産権（物権・債権）や身分権（親族・相続）の主体と関わり、③は主に財産権と関わります。

こういうものと異質な総則の規定、**法律関係の付款（ふかん）**とありますが、これから扱う条件、期限、期間です。条文が**あっさりし、当たり前**なことばかり並べているため軽く読み流してしまいがちですが契約書にきっちり書き込まれ、これを知らないばかりに契約が無効となり損害賠償の基になることもあります。総則では**法律行為と期間計算**に分かれますがここでは一体のものとして整理します。

条件・期限・期間の関わり

- ・いずれも**時の流れ**を含み、法律行為の**効力の発生と消滅**に関係します
- ・**条件**は、**将来の発生が不明**な事実を対象にし、停止条件と解除条件の区分があります。
- ・**期限**は、**将来の到来が確実**な事実を対象にし、履行期が**不確定**な場合を含みます。確定期限と不確定期限
- ・**期間**は、時の流れの区間ないし範囲ですが、開始を「**始期**」、終了を「**終期**」といい、条件や期限の開始や終了に関わります。

◎例示



条件に親しまない法律行為

- ・婚姻その他の身分行為・・・家族関係を不安定にし、公序良俗に反する
- ・単独行為（取消し・追認・遺言など一方的意思表示で権利義務を作り出す行為）・・・相手方を著しく不安定にさせる

法定条件

法律行為の効力の発生や消滅に法律が要件としている規定がある

- ・公益法人設立にかかる主務官庁の許可(34)
- ・遺言における遺言者の死亡(985)や受遺者の生存(994)

停止条件と解除条件

法律関係の効力発生に関する条件が**停止条件**（127①）、
法律関係の効力消滅に関する条件が**解除条件**（127②）

条件が成就した場合の効果

当事者が、条件が成就した場合の効果とその成就した時以前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思に従う(127③)

条件の成否未定の間における権利の処分等（129）

条件の成否が未定である間における当事者の権利義務は、一般の規定に従い、**処分し、相続し、若しくは保存し、又はそのために担保を供することができる**

条件付法律行為の効力

条件付法律行為の有効・無効を決める規定、無効と無条件に注意
無条件は有効なこと（直ちに効力を生じるか消滅する）

- ① **既成条件** 1 成就した停止条件は**無条件**、2 成就した解除条件は無効
3 不成就確定の停止条件は無効、4 不成就確定の解除条件は**無条件** (131)
- ② **不法条件** 不法な条件を付した行為や不法な行為をしないことを条件とする行為は無効・・・公序良俗に反する（132）
- ③ **不能条件** 不能の停止条件は無効 不能の解除条件は**無条件**（133）
- ④ **随意条件** 停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみにかかるときは無効（134）

条 件 付 権 利

条件が成就すれば取得しうる権利

- ・相手方（条件付義務者）は条件付権利を侵害してはならない義務を負い、これに違反して目的物を滅失・毀損し、処分すれば**条件付権利の債務不履行**となり、不法行為として損害賠償を請求できる。（128）
- ・**条件付権利義務**は、一般の規定に従って処分・相続・保存し、担保にすることができるから、仮登記を行なって順位を確保できる。（129）
- ・**条件付義務者が故意に条件の成就を妨げたときは**、条件が成就したもののみならず、権利の実現を図ることができる。（130）

期限の効果(135)

- ・期限に**始期を付けた**ときは、その時期がくるまで相手に**請求**できない
- ・期限に**終期を付けた**ときは、その時期がきたときに効力が**消滅**する
（蛇足）期限を付けない契約はなしうるか検討してみてください

期 限 の 利 益

- ・期限の利益は、期限が定められている場合はその日までに履行すれば良いこと
- ・期限は、**債務者の利益のために**定められたものと推定される（136①）
- ・期限の利益は放棄できるが、**相手方の利益**を害してはならない(136②)
※債務者はいつでも返済できるが、債権者の利息請求権を侵害できないので利息を払う必要がある
※金融機関は利息請求権（期限の利益）を放棄して預金と**相殺**する。
預金者に対しては**金融機関が債務者**となることに注意

期限の利益の喪失

債務者側に債権者との信頼関係を損ねる次の場合が生じたとき失う。（137）

- 1 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき
※現在は民法の適用はない。破産法 103 条③で弁済期到来となる。
- 2 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき
※債務者の故意・過失は問わず、行為をしたことで足りる。
- 3 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき
※物的担保（抵当権など）や人的担保（保証など）を問わない。

期間の計算

法令、裁判上の命令または法律行為に別段の定めをした場合は除く（138）

- ・この規定は民法一般にとどまらず公法上の期間にも適用される。
- ・当事者が別の契約をした場合はそれに従う。

1 時間をもって定めた期間の起算（139）

その期間は「即時」から起算する。 何「時」、何「分」、何「秒」

2 日、週、月、年で期間を定めた期間の起算(140)

期間の初日は起算しない（**初日不算入**）。

ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

※半端な時間を考えず、**翌日を第一日**として数える。

3 期間の満了(141)

日、週、月、年で期間を定めた場合は、その**末日の終了**で満了とする。

※末日の終了は、最終日の夜中の12時（午前零時）。

4 期間の末日が日曜日、祝日、その他の休日に当たるとき（142）

その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は翌日に満了する。

5 暦による計算（143）

※**時間や日は含まれていない！**

① 週、月、年で期間を定めているとき

その期間は**暦に従って**計算する。

※1ヶ月は28日・30日・31日も同じ

② 週、月、年の初めから期間を計算しないとき

その期間は、最後の週、月、年に**当たる日の前日で満了**する。

※翌週の前日、翌月の前日、翌年の前日

③ 週、月、年で期間を定めた場合で**最後の月に応答日がない**とき

その月の末日に終了する。